



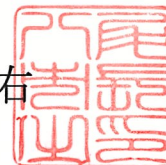
許可番号 第 12610131176 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府八尾市都塚一丁目 190 番地
氏 名 株式会社八尾クリーンセンター
代表取締役 高安 明子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

八尾市長 山本 桂右



許可の年月日 令和 3 年 12 月 21 日

許可の有効年月日 令和 8 年 11 月 23 日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- | | | |
|------------|----------|----------|
| 1 汚泥 | 5 紙くず | 9 ゴムくず |
| 2 廃油 | 6 木くず | 10 金属くず |
| 3 廃アルカリ | 7 繊維くず | 11 ガラスくず |
| 4 廃プラスチック類 | 8 動植物性残さ | 12 がれき類 |

石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては石綿含有産業廃棄物を除く。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上 12 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地：八尾市大字都塚 106 番

面 積：98.7 m²

保 管 上 限：51.6 m³

積み上げ高さ：1.4 m

積替えできる産業廃棄物の種類：1 の 4, 6, 9, 10, 11, 12 の 6 種類

1 の 4, 10, 11 については水銀使用製品産業廃棄物（廃ランプに限る。）を含む。1 の 6, 9, 12 については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以 下 余 白

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 11 月 24 日 当初許可

令和 3 年 12 月 21 日 許可更新

以 下 余 白

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無